

「広報誌やまとたかだ」等広告枠使用契約仕様書

1. 契約内容等

「広報誌やまとたかだ」及び市ホームページの広告掲載枠を買い取り、広告掲載枠を埋めること。なお、有料広告掲載希望者の募集、広告掲載依頼者の広告原稿作成及び修正など、広告掲載枠を使用するために必要なことも含む。

2. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(「広報誌やまとたかだ」においては令和 8 年 5 月号から令和 9 年 4 月号掲載分)

※入札において落札した事業者は、契約期間開始までの間、掲載広告等に係る募集を行うなど、本業務に係る準備を開始することができる。

※「広報誌やまとたかだ」発行に係る印刷製本業務・配送業務等の影響により、当初予定されていた仕様に変更が生じた場合は、市と事業者との間で、契約の締結について協議を行うものとする。但し、双方協議の上、契約を締結しない場合であってもその間に掲載広告募集等の業務に要した費用及び本契約を締結しないことにより生じた損害金などの補償はしないこととする。

3. 広告枠数の報告

原則として「広報誌やまとたかだ」の表 3 に関しては発行月の前月末 30 営業日前、「広報誌やまとたかだ」の中ページに関しては発行月の前月末 24 営業日前までに使用広告枠数を報告すること。

4. 広告内容等の報告

「広報誌やまとたかだ」に掲載しようとする広告については、その発行月の前々月末営業日前まで、市ホームページに掲載しようとするバナー広告については、掲載希望月の前月末 10 営業日前までに広告掲載依頼者、広告内容等を添えて市に提出する。

また、同一の広告を掲載する場合は、原則としてこの手続きを省略できるものとする。

なお、市と協議の結果、広告の差し替え又は修正が必要となった場合は、速やかに差し替え又は修正したものを提出しなければならない。

5. 広告原稿作成

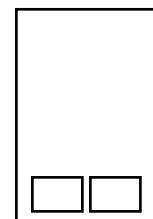
「広報誌やまとたかだ」の版下原稿の作成については、あらかじめ市と協議の上、原則として発行月の前月末 18 営業日前までに市の指定する場所に市が指定する記録媒体により完全版下原稿を納品する。

市ホームページのバナー広告データについては、掲載希望月の前月末 5 営業日前までに市の指定する記録媒体により納品する。

6. 広告位置及びスペース

【広報誌やまとたかだ】

- ① 広告掲載のページは表 4 及び表 3、中ページの下部(図参照)とし、表 4 は固定枠（毎月必ず掲載するもの）、表 3 と中ページの下部は出来高枠（掲載申し込みがあった時のみ掲載するもの）とする。



図

- ② 広告枠は罫線で囲むものとする。
- ③ 表 4 及び表 3 のサイズについては、縦 265mm×横 175mm(全面)を基本とし、複数広告を掲載する場合は、その範囲内で任意に枠を分割できるものとする。但し、広告枠を分割する場合、枠ごとに縦 5mm、横 1mm の間隔を設けること。
- ④ 中ページの下部の広告サイズについては、1 件あたり、縦 54mm、横 87mm とする。
- 但し、必要に応じて 2 件を横に連結し、縦 54mm、横 175mm とできるものとする。
- ⑤ 中ページの下部の広告枠については、広告掲載依頼者へ請求する広告掲載料は、デザイン料を含め 1 件あたり上限 30,000 円(税込)とする。
- また、表 3 広告(1/8 枠)は補助的な広告枠と位置付けるため、その入札単価は表 4 広告(全面)×1/8 の入札単価を超えてはならないものとする。
- ⑥ 中ページの下部の広告枠については、令和 8 年 5 月号から令和 9 年 4 月号を一括しての申し込みがあった場合、広告掲載依頼者に対して広告掲載料を 1 か月分割引することとする。

【市ホームページ】

- ① 広告掲載位置は、トップページの広告欄とし、原則広報誌の広告掲載の付属物

とする。

- ② 市ホームページのみの広告掲載申込があった場合は、広告枠使用料として、1 枠 5,000 円(税込)/月を市に納付するものとする。
- ③ 広告サイズについては、大きさ：縦 72 ピクセル・横 180 ピクセル、データ容量：50 キロバイト以下、データ形式：GIF（アニメーション可。透過 GIF 不可）、JPEG または PNG とする。

7. 広告内容等の基準

（基本事項）

- ・「大和高田市広告掲載要綱」、「大和高田市広告掲載基準」及び広告に関する関係諸法規に適合したものであること（これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、市と協議の上、市の指示によること）。なお、市の内容審査により適当と認めるものについてのみ掲載を許可するものとする。
- ・掲載する広告は可能な限り、本市周辺地域の広告を掲載するものとし、周辺地域外の広告を掲載する場合であっても、周辺地域外の広告の割合が全体の広告掲載数の半数を超えないようにするものとする。
- ・広告掲載依頼者の募集にあたり、広告掲載希望が予定する枠数を超える場合等においては、次の順位により選定することとする。なお、同順位のものの中では、希望月数の多いものを優先することができることとする。
 - (1)大和高田市内に事業所等を有するもの
 - (2)大和高田市外の周辺地域に事業所等を有するもの
 - (3)広告内容が公益性の高い内容のもの
 - (4)その他の企業、事業者等
- ・ 広告枠内側の四隅のいずれか 1 か所に必ず「広告」と表示すること。ただし、市ホームページのバナー広告は除外(以下「バナー除外」とする)。
- ・ 広告に広告掲載依頼者の名称、所在地及び問い合わせ先の電話番号を掲載すること(バナー除外)。
- ・ 広告内容に申し込み等期日の定めがある場合は、原則として期日を「広報誌やまたたかだ」発行月の 5 日以降とすること(バナー除外)。

（色使い等について）

- ・目立つ色での塗りつぶしの多用など、広報誌面又は市ホームページ全体のバランスを欠くような色使いは避けること。

(フォントサイズについて)

- ・広報誌で利用できるフォントサイズは 100 ポイントを上限とする。ただし、個別商品の紹介に係る価格、掛金、金利などを表す数値等のフォントサイズは 45 ポイントを上限とする。

(その他)

- ・広報誌面全体の雰囲気や他の広告と比較して著しくバランスを欠く表現である場合は、是正を求めることがある。その場合は、速やかに修正した原稿を納品しなければならない。
- ・同一企業の広告で、同一デザイン・内容の広告を重複して掲載してはならない。

8. 広告 表示の規格(広報誌やまとたかだのみ)

- ① 枠は天地 5 ミリメートル×左右 8 ミリメートル
- ② 枠の罫線の太さは 0.1 ミリメートル
- ③ 枠の罫線の色は黒色
- ④ 広告の字体は「新ゴ L」
- ⑤ 広告のフォントサイズは 11 ポイント
- ⑥ 地の色は白色、文字の色は黒色

9. 広告枠使用料の納入

事業者は、市と広告掲載につき年間契約し、広告枠使用料を毎月ごとに広告掲載月の前月末までに一括納入すること。なお、広告掲載依頼者との広告掲載に係る契約は事業者との間で行うこと。その際、毎月ごとに市から納入通知書の発行を受けた後、納期限までにその納入通知書により契約金を一括納入すること。

10. 「広報誌やまとたかだ」成果品の送付

市は、「広報誌やまとたかだ」の成果品を、発行後速やかに事業者に送付する。送付部数については、15 部を上限として、事業者と協議の上、決定する。

1 1. 掲載媒体ごとの概要

【広報誌やまとたかだ】

- ① 発行日 各号毎月 1 日付
- ② 発行部数 令和 8 年度発行見込み：28,600 部
- ③ 発行回数 年 12 回
- ④ 体裁等 A4 版・ページ数 1 部当たり 20～36 頁
- ⑤ 印刷 オフセット印刷
- ⑥ 紙質 グリーン購入法対象製品で総合評価値が 80 以上のもの。A 4 判 35kg。
※使用する用紙については年間通じて固定することがのぞましいが完成品にその色なければ、そのかぎりではない。
- ⑦ 配布等 自治会等を通じて各世帯に配布、その他市の施設、コンビニ店舗への配置
- ⑧ ホームページへの掲載 広告欄については表示しない。

【市ホームページ】

過去 3 年間のアクセス数

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ユーザー数	581,082 人	583,892 人	576,604 人
ページビュー数	3,397,970PV	2,886,853PV	2,670,771PV

※令和 4 年 1 月 21 日に、全面リニューアル実施

1 2. その他

- ・事業者は当該契約を遂行する上で知り得た一切のことについて第三者に漏らしてはならない。
- ・当該契約を実施あたり、適応を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- ・広報誌の休刊など、市の都合により掲載しない場合が想定される。この場合において、市は 1 発行分につき、広告枠使用料(契約金額)の 12 分の 1 に相当する金額(100 円未満の端数切捨て)を契約額から減額することとする。なお、市はそれ以外の一切の責は負わないものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。